

# エルゴナジー（ERGONAGY：職育学）の構想と可能性

田中 萬年

(職業能力開発総合大学校名誉教授)

## はじめに

本報告は報告者の研究視座であり、視点である。「学問を超える地平」にあるべき重要なことは、第一に学問により人権を確立することであり、人が人らしく生きること、生活できることを希求するために探究することであろう。第二に、そのような人の育成に関する学問は世界と共通的な概念であるべきであろう。

## I. わが国の職業教育に関する異質性

### 1. 「教育」は“education”ではない

"education"は能力開発である。その能力は知識のみではなく skill, calling, business 等が入る。このような概念の差異を認識しなければならない。両者を同等として訳すことは適切ではない。

### 2. "the right to education"は「教育を受ける権利」ではない

幸徳伝次郎（後の秋水）は「教育を受けることは権利だ」と主張した（明治37年）。この思想が、戦後の国民権の下でも正しいとして信奉されてきた。マッカーサー草案の"Free, universal and compulsory education shall be establishment."とも、「世界人権宣言」の"Everyone has the right to education"とも反対になっている。

「教育」権論が勤労権を無視するのは憲法の教育権規定が勤労権より先行しているためである。しかし、「世界人権宣言」は"the right to education"の前に"the right to work"が規定されている。

### 3. 勤労は“work”ではない

国民の権利を守る「日本国憲法」では「労働」ではなく「勤労」である。"work"は「勤労」ではない。「勤労」は"deligent service"である。

二宮尊徳の「勤労観」は“情けは人のためならず”と同様に自らのためであった。これが明治の神仏分離～廃仏毀釈運動下で、仏教界により国に奉仕する勤労へ概念を転換させられた。二宮金次郎像の建立の背景は、勤労働員体制に便乗した石像・金工彫刻業者の商魂に乗せられたのだった。

「勤労教育」は主張されるが、「労働教育」は進まないのがこの一端を示している。戦前の「勤労即教育」が現代にも生きていようだ。

GHQが日本人の草案として唯一参考にした鈴木安蔵の「憲法草案要綱」は「教育」を忌避する一方、労働権を重視し、「政府は労働能力を保障しなければならない」とした。労働権の保障には学習が保障されることが前提のはずである。

### 4. 「生涯学習」の基は"Lifelong Education"

"Lifelong Education"は70年代の技術革新に対応した労働者の再学習を保障する構想であった。"Career Education"もその一法として唱えられた。

臨時教育審議会は「生涯学習」を提起し、「学習」を"education"の第二の意識とした。臨教審の生涯学習の答申は、職業能力開発を統合的に見る視座を提起した功績と、「生涯学習」という自己責任論の端緒を創った公罪の両面があった。

意識は、大人は「学習」、子どもは「教育」とする「教育」観を定着させた。そして、教育学と成人教育学の分離が固定化させた。

## II. 世界に共通する人の育成のための方略

イギリスでは"Apprenticeship, Trainingship, Internship"として、三者を同列に紹介している。共通するのは「修業」である。「労働陶冶論」は知られているが、上のように理解できないのは、わが国では修業への忌避観があるためである。

「日本国憲法」は労働のための能力開発という「世界人権宣言」の構造ではない。「労働権」には「失業に対する保護を受ける権利」が含まれる。この構想の体系を構築することが求められる。

"ergonagy"は"erg"（仕事）と"agogouse"を合体して、「仕事を（～）導く」の概念だ、としている。"ergonagy"は"education"と「教育」との統合と、教育学と成人教育学との統合が可能と考える。

ただ、"ergonagy"が機能するためには“職業に貴賤無し”の観念と真の個性尊重が社会に根付かねばならない。